

## 埼玉県みどりのアドバイザー制度設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、企業や団体による緑の創出を促進すると共に、創出した芝生・樹木・緑地等の適切な保全と維持管理を支援するため、施設管理者等に対して工事施工方法や管理手法等についての講習や助言等を行う「埼玉県みどりのアドバイザー」(以下「アドバイザー」という。)を派遣することについて必要な事項を定めるものとする。

### (職務)

第2条 アドバイザーは、県内緑化の普及、及び適正な維持管理を行うことにより、身近な緑の創出を図るとともに、県民がみどりに触れ合う環境を整備するため、施設管理者等に助言・指導を行うものとする。

### (資格)

第3条 知事は、県内の施設において、緑地の施工又は管理を行った実績があり、芝生・樹木等の緑化に関し専門的な知識や経験を有する者をアドバイザーとして認定する。

### (任期等)

第4条 アドバイザーの任期は、2年以内とする。

2 アドバイザーは、再任されることができる。

### (経費の負担)

第5条 県はアドバイザーに対し、予算の範囲内において派遣に伴う謝金等を支給する。

### (庶務)

第6条 アドバイザー派遣に関する庶務は、みどり自然課において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザーの認定及び派遣に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成21年9月18日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成25年12月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。